

更新の手引

1 指定の更新制の導入について

平成18年4月施行の改正介護保険法で、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みとして事業者の指定に有効期間（6年）が設けられました。

介護保険法の人員・設備等の基準を満たしていない事業者は指定の更新を受けることはできません。なお、更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失うこととなります。

2 指定更新の流れ

①指定更新の案内（メールやFAXを予定）

②必要書類の準備

- ・更新申請書はサービス種類毎に作成してください。なお、予防サービスを一体的に行っている場合は、申請書は1枚でまとめて提出してください。（例：訪問看護と介護予防訪問看護で1枚）
- ・更新に必要な書類は介護福祉課ホームページをご確認ください。

③介護福祉課に提出

郵送又は窓口でご提出ください。なお、窓口で提出する場合は事前に電話でご予約ください。

④更新手数料の納付

振込用紙をお渡ししますので、振り込み後に領収書の写しをご提出ください。

参考) 更新手数料の額

サービス	手数料
居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、 居宅介護支援、介護老人福祉施設	11,000円
介護老人保健施設、介護医療院	24,000円

※予防サービスを一体的に行う場合（「（介護予防）訪問看護」、「（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売」など）の更新手数料は、1サービス分のみ。

⑤指定更新決定通知書の送付

3 指定更新を必要としない事業

介護保険法第71条第1項又は第72条第1項（第115条の11による介護予防サービスの準用を含む）の規定による医療みなし、施設みなしの事業については、更新は不要です。ただし、介護老人保健施設や介護医療院の更新申請の際には、みなし事業の付表等の提出が必要です。

参考) みなし指定一覧表

事業者	みなし指定となるサービス
保険医療機関（歯科・医科）	（介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）通所リハビリテーション
保険薬局	（介護予防）居宅療養管理指導
介護老人保健施設 介護医療院	（介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所療養介護

4 更新申請にあたっての留意点

- ・更新申請提出後から更新日までの間に、申請内容に変更が生じた場合、遅滞なく変更届を提出してください。
- ・休止中の事業は、指定の更新を受けることができません。休止中の事業を更新する場合は、先に再開届を提出してください。
- ・地域密着型サービスについて、他市町村の利用者がいる場合、当該他市町村においても指定更新が必要となる場合があります。各市町村にお問合せください。

5 更新に関する問い合わせ

奈良市福祉部介護福祉課		施設整備係	
TEL	0742-34-5422		
FAX	0742-34-2621		

